

議会改革特別委員会会議録

[平成24年 7月17日開催]

南あわじ市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成24年 7月17日
午後 1時30分 開会
午後 3時16分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

| | |
|---------|---------|
| 委 員 長 | 柏 木 剛 |
| 副 委 員 長 | 久 米 啓 右 |
| 委 員 | 森 上 祐 治 |
| 委 員 | 原 口 育 大 |
| 委 員 | 阿 部 計 一 |
| 委 員 | 印 部 久 信 |
| 委 員 | 熊 田 司 |
| 委 員 | 蓮 池 洋 美 |
| 委 員 | 蛭 子 智 彦 |

委員外議員（9名）

| | |
|-----|-----------|
| 議 員 | 谷 口 博 文 |
| 議 員 | 出 田 裕 重 |
| 議 員 | 川 上 命 |
| 議 員 | 小 島 一 |
| 議 員 | 中 村 三 千 雄 |
| 議 員 | 砂 田 杲 洋 |
| 議 員 | 登 里 伸 一 |
| 議 員 | 長 船 吉 博 |
| 議 員 | 廣 内 孝 次 |

欠席議員（1名）

| | |
|-----------|---------|
| 委 員 外 議 員 | 北 村 利 夫 |
| 議 長 | 楠 和 廣 |

事務局出席職員職氏名

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 局 | 長 | 高 | 川 | 欣 | 士 |
| 次 | 長 | 阿 | 閉 | 裕 | 美 |
| 課 | 長 | 垣 | | 光 | 弘 |
| 書 | 記 | 船 | 本 | 有 | 美 |

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 南あわじ市議会基本条例（案）、解説（案）の確認…………… 5
6月21日全協及び6月25日委員会での意見を反映した条例（案）の検討、確認
2. 今後の予定…………… 38
9月議会での上程までのアクション
3. その他…………… 38

Ⅲ. 会議録

議会改革特別委員会

平成24年 7月17日(火)

(開会 午後 1時30分)

(閉会 午後 3時16分)

○柏木 剛委員長 時間がまいりました。若干ちょっとおくれる方もおられますが、始めたいと思います。

いよいよ梅雨があけたところですので、いよいよ夏本番ということですが、本日の議会改革特別委員会、委員外議員さんも御出席をお願いしまして進めたく思いますので、一つよろしくをお願いします。座って失礼します。

まず、本日の趣旨といいますか、本日の場なんですけども、南あわじ市議会基本条例案、そしてそれと付随する解説案というのを確認を行いたいということです。これは、6月21日全協で、実はこのときはパブリックコメントどうするかとかその他いろいろ御意見をということでやったんですが、その辺のことを踏まえて、さらに6月25日に委員会を持っております。そこでいろいろと意見を交換しまして、最終的な案を、委員会としての案をつくりました。本日は、どちらかといいますと委員外議員さんに御出席いただいているということは、委員外議員さんにこの条例についていろいろ御意見をお聞きすると、それが一番の趣旨、ポイントであろうというふうに思っております。そんなことで、委員外議員さんのほうから積極的な御意見あるいは御質問を出してもらったらと思っております。

その条例に入ります前に、先日の6月21日全協のほうで出ましたパブリックコメントをどうするかについて、全協でいろいろ御意見をお聞きしようということになったんですが、最後6月25日の委員会で結論を出そうということで話しまして、結論としてはパブリックコメントは今回は求めないという結論になりました。

2つ目、御意見ありました反問権につきまして、いろいろ御意見がありました。これに関しては、この条例の中でその辺のところについてそもそもということで盛り込んでおります。

3つ目、倫理条例はもうここに盛り込んで、倫理条例はいらんじゃないかというそんな御意見もあったんですが、一応これにつきましても、20条にありますように、政治倫理条例は別に定めると、こんな方式でしょうという、この辺が21日の全協での御意見につきましての、最初にちょっと簡単にこういうふうになりましたということだけ御報告します。

本日は、そういうことで、いろいろ委員外議員さんに、条例について委員会のほうで何度も何度もやってきました、そのほとんどほぼ最終案ですので、これにつきまして御意見をお聞きしたいということで。進め方としましては、1条例ごとに事務局のほうで朗読していただきまして、私のほうで1条、1条区切っていきますから、そこで何か思うことがあれば、あるいは御意見があれば出していただくと、こんな進め方をしたいというふうに

思っております。ということで、暑い中ですがぜひ一つよろしく申し上げます。

それでは、早速始めたいと思います。

まず、前文のほうから、事務局のほうで本文とそれから解説につきまして朗読をお願いします。

事務局。

○事務局（垣 光弘） 自分のほうからは、本文なりのほうの朗読を順次させていただきます。

前文、南あわじ市市民から選挙で選ばれた議員により構成される「南あわじ市議会」は、市民の多様な意思を市政に反映するため、合議制機関の機能を十分に発揮して最良の意思決定を行うとともに、市政に対する監視、評価に加え、自ら政策立案及び政策提言を行うという使命が課せられている。

このことから、議会は公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開と発信及びその市民参加の推進による情報の共有、議員間による自由闊達な討議の尊重、市長その他の執行機関との健全な緊張関係の保持、さらには議員としての自己研さんを実践していくということが本来あるべき姿である。

よって、二代表制の下、市民の代表機関として市民の意思を市政に反映させるための努力を惜しまずその活動に専念し、主体的かつ機動的な議会活動を実践することにより、市民に信頼され存在感のある議会を目指すものである。

ここに、議会及びその構成員である議員の活動規範としてこの条例を制定する。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） そしたら、続きまして解説の部分、解説案の部分の朗読いたします。

議会は、市民の多様な意見を代表する合議制機関ですが、これまでは「審議経過が見えない」などの理由から、「市民から遠い存在」、「閉鎖的」といったイメージがあることも事実です。このようなイメージを払拭するためには、議会への市民参加の推進、議会機能の充実強化及び議員の自己研さんによる資質の向上を図ることにより、市民本位の立場で市政の意思決定、監視、評価、政策立案等を行うなど、市民に開かれた議会づくりを推進する必要があります。

この条例は、南あわじ市議会が目指すべき議会像、「市民に信頼され存在感のある議会」を実現するため、議会及び議員の役割、行動指針、議会運営の基本的事項を明確にして実践するために制定するものです。

条例の趣旨は、南あわじ市民を代表する合議制機関として、市民の意思を市政に反映させるため、積極的な情報の公開と発信及び市民参加を推進することにより、市政の諸課題に対する市民の意見を把握するよう努めるものとし、議員相互の公平かつ公正な討議をつくることにより、把握した意見を集約し政策立案及び提言に繋げるものとするものです。

併せて、議員は議会を構成する一員として、議会審議の充実強化のため、常に自己研さんを行うものとしします。

参考としまして、二代表制ということで若干説明をしております。憲法第93条第2項では、地方公共団体の執行機関としての市長と、議決機関としての議会の議員をともに市民の直接選挙で選ぶことにより、それぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、相互の均衡と調和を図るとする。組織原理ということでございます。

以上です。

○柏木 剛委員長 それでは第1条に入ります。

事務局。

○事務局（垣 光弘） 第1章、総則、目的。

第1条、この条例は、議会及び議員の役割、行動指針を明らかにするとともに、議会運営に関する基本事項を定め実践することにより、市民の負託に応え、もって市政の情報公開と市民参加を基本とした、市民が安心して暮らせる豊かな南あわじ市の実現に寄与することを目的とする。

以上です。

○柏木 剛委員長 続けて、お願いします。

○事務局（阿閉裕美） 解説を朗読します。

市民の代表機関である議会及びその構成員である議員の役割、行動指針、議会運営の基本事項を規定して、明確にして実践することにより、「前文」に盛り込まれた南あわじ市議会の基本理念に基づき、「市民が安心して暮らせる豊かな南あわじ市の実現」に寄与することを目的としています。

ということで、前回の条例第1条の部分に、赤字で「実践す」と入れてますけども、ちょっと実践という言葉は、解説のほうには当初から入ってたんですけども、今回入れたらどうかということで、ちょっと追加をさせていただいております。

○柏木 剛委員長 もし、御意見というか御質問等ございましたら。御遠慮なくどんどん言ってもらえたらと思います。

よろしいでしょうか、次へ進んで。

じゃあ、第2条をお願いします。

○事務局（垣 光弘） 次へいきます。

第2章、議会及び議員の活動原則、議会の活動原則。

第2条。議会は、民意を代表する合議制機関として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

第1号、議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すものとする。

第2号、議会は、議決責任を深く認識し市政の意思決定を行うとともに、市民に対し議会の議決等についてその経緯、理由等を説明するものとする。

第3号、議会は、市民本位の立場で、市長等の市政運営が適正に行われているかを監視し評価するものとする。

第4号、議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるため、政策立案及び政策提言の強化に努めるものとする。

第2項、議会は、市民の傍聴及び視聴の意欲が高まる議会運営に努めるものとする。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） それでは、解説の部分です。

市民を代表する合議制機関である議会が、「市民に信頼され存在感のある議会」像を実現するための活動原則を定めています。

市民への情報発信及び市民参加の推進により、市民本位での市政の意思決定、市民への説明責任、市民目線での監視、評価、市民の意見を把握・集約して政策提案等へ繋げることを実践することにより、市民に開かれた議会を目指すものとします。

○柏木 剛委員長 第2条ですが、何か。

よろしいでしょうか。

じゃあ、第3条をお願いします。

○事務局（垣 光弘） 次へいきます。

議員の活動原則。

第3条、議員は議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

第1号、議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を尊重するものとする。

第2号、議員は、市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

第3号、議員は、一部地域及び団体の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） それでは、解説を読みます。

議会に求められる監視、調査、政策形成機能及び議決機関としての機能は議員一人ひとりの意識と行動によることから、議会を構成する一員としての議員の活動原則を定めています。

これまでの議会運営は、市長をはじめとする執行機関に対する質疑を中心に運営されてきました。しかしながら、議会は合議制機関であり、議員間の討議を尽くす中で議会としての意思を決定していくことが必要であることから、議員間討議を尊重するものとしています。

併せて、議員は常に市民全体の代表としてみずからの資質の向上に努め、誠実に職務を遂行し職責を果たすものとします。

以上です。

○柏木 剛委員長 はい。どうでしょうか。

谷口委員。

○谷口博文委員 この3号の、この議員は一部の地域及び団体の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものであるというような文言がございますが、これ民主主義というたら、民意というかそれぞれ我々は選挙を経て議員という代表として発言させてもうとんねんけど、その辺は団体の代表にとどまらずという、この辺の文言というのはどういう意味か説明をお願いいたします。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 議員は支持された一部の地域の代表であり、その地域の市民の声も市に反映させるという立場にありますし、あるいは団体からも支持された場合はその団

体の意見を聞いて市政につなぐということも必要であるという立場もあり、また市民全体の立場に立っての2つの面ですね、相反するものではないんです、どちらも市民の代表なんです、市民全体の代表ということもあるし、一部地域の代表であるということも、両方兼ね備えてるという意味でとらえてもらったらいいかと思います。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 当然、支持されとる方からの我々は民意を代表として発言させてもうとんねんけど、それにとどまらず、そういう行動というか民意の反映だけでなしに、市政全般ってこんなん常識的な文言やと思うねんけど、この辺あえてこういう文言は必要なんですか。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 例えば、議決までの議論の場合、一部の地域の代表として賛成あるいは反対の意見を述べるということがあると思います。その辺で、十分議論するという事はやはりその一部の地域、団体のその地域発展のための考えとして述べるんですが、その後議決されたあととなれば、その議決が自分の意志と反対であっても、我々議員としてはそれに従うということが大原則でありますので、やはり議決後については、それが全市民の意志であるということになりますので、やはりそういう2つの面を持っておるとい意味からこういう表現にしています。

○柏木 剛委員長 よろしいですか。

じゃあ、そういうことでよろしいでしょうか。次へ進みます。

4ページの第4条をお願いします。

○事務局（垣 光弘） 次いきます。

議会改革の推進。

第4条、議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

第2項、議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置することができる。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 続きまして解説を読みます。

南あわじ市議会は、市民の代表機関として市民の負託に応じていくため、これまで議会改革特別委員会において様々な改革に取り組み、その集大成として議会基本条例を制定します。しかし、この条例の制定を議会改革の終着点とすることなく、変革する社会、経済情勢に的確に対応するための議会の在り方や、更なる議会の活性化について継続して取り組む決意を定めています。

○柏木 剛委員長 はい、4条、議会改革の推進ということです。

よろしいでしょうか、次へ進んでよろしいですか。

じゃあ、第5条お願いします。

○事務局（垣 光弘） 次へいきます。

会派。

第5条、議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる。

第2項、会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し活動する。

第3項、会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関して、必要に応じ会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 解説。

南あわじ市議会は、委員会の委員構成を会派人数割りとするなど、会派制による議会運営を行っています。また必要により、円滑で効率的な議会運営を図るための調整等を会派代表者会議において行うこととしています。このように、会派については議会運営上重要な役割を担っていることから、議会の基本的事項としてこの条例に定めています。

第3項は、政策立案等に関し、必要により会派間で調整を行い合意形成に努めることを定めています。

以上です。

○柏木 剛委員長 はい、会派につきまして、こういうことでよろしいでしょうか。これで進めてよろしいでしょうか。

じゃあ、次にいきます。第6条をお願いします。

○事務局（垣 光弘） 第3章、市民と議会の関係、市民参加及び市民との連携。

第6条、議会は、本会議のほか全ての会議を原則公開とする。

第2項、議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民等の専門的、政策的識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

第3項、議会は、請願及び陳情を市民等による政策提案と位置づけ、その審議においては、これら提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 続きまして解説を読みます。

本会議は、地方自治法第115条第1項の規定により公開が原則となっているため、傍聴は自由（傍聴規則の遵守による）ですが、委員会は法律上公開が義務付けられていないため、委員会条例で委員長の許可により傍聴ができるとする「制限公開制」としています。

以上のことから、定例会、臨時会は秘密会となった場合を除き傍聴ができますが、委員会は委員長の許可、議員協議会、会派代表者会議は議長の許可により傍聴できることとしています。

合わせて、市民が議会の審議に参加するための方策として、参考人制度及び公聴会制度の活用と、請願及び陳情を市民等の政策提案と位置づけて、提出者の意見を聞く機会を設けることを定めています。

〔参考〕

参考人制度。議案、陳情の審査や所要の調査を行うに当たって審議の充実を図るため、委員会において必要と認めるときは利害関係人、学識経験者等に出席を求めて意見を聴く制度。

公聴会制度。委員会において付託された事件の審査過程で必要と認めるときは、真に利害関係を有する者、学識経験者等から意見を聴いて参考にするための制度となっております。

以上です。

○柏木 剛委員長 第6条につきまして、何か気がつくこと、あるいは御意見ありましたら。

よろしいでしょうか。

じゃあ、次にいきます。第7条のほうへ進みます。お願いします。

○事務局（垣 光弘） 議会広報広聴の充実。

第7条、議会は、議会広報紙等により、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から

常に市民に対して提供するとともに、市民の意見、要望等の把握に努めるものとする。

第2項、議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な媒体を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報広聴活動に努めるものとする。

第3項、議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報紙で公表するなど、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

第4項、議会は、市民に議会の活動を報告するとともに、市政全般にわたって市民と情報及び意見を交換する議会報告会を開催するものとする。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 続きまして解説を読みます。

議会広報紙は、広く市民に対して議会の活動や審議の経過と結果、議案に対する各議員の賛否などの情報を提供してその説明責任を果たすことにより、市民の意思がどのように市政に反映されているのかなど、議会に対する市民の評価を得るための手段として広報活動に大きな役割を果たしていますが、併せて情報技術の発達を踏まえた多様な媒体を活用することにより、さらなる議会及び議員の活動に対する理解と信頼を深めるよう、広報、広聴活動に努めるものとします。

また第6条に、公聴会制度、参考人制度の活用による市民の意見を聴く機会を設けることを規定していますが、さらに市民と議会の間で意見、意向が離反することのないよう、議会が市民のもとへ出向いて議会活動の報告を行うとともに、意見、要望等を聞く機会として議会報告会を開催することを定めています。

○柏木 剛委員長 という第7条ですが、何か御意見。
廣内委員。

○廣内孝次委員 ちょっと、7条に限らずですね、これ一番最初から議会は、議会は、議会は、議会は。議員は、議員は、議員は。そういうような格好で会派は、会派はという格好でずっとなつとるんですけども、法律の条文としてはちょっとおかしいような気がするんですね。一番最初で、こう議会はという勘定で説明があつて、その中の第1項でまた議会はで始まるん、これちょっと言葉のあれとしてはちょっとおかしいと違うかなど。そやから、一番最初の条文のところで、議会は下記のとおり努めなければならないとなつとるのに、また議会はで始まっていつとるいうと、これちょっと訂正したほうが、何か読んだ感じもおかしいし、聞いた感じもちょっとおかしいような気がするわけですね。いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 これにつきましては、事務局、法制局とか何かの、その辺のこと含めてちょっと、この条文の記述の仕方についてありますか。

事務局。

○事務局（高川欣士） この、議会はとか議員はというのは、こののちの主語を明確にしております。例えば自治法では、地方公共団体はという書き方もしますし、地方公共団体の長はというような書き方もしますので、主語がないとなかなかその目的がわかりませんので、この議会はとか議員はというのは、あくまでも主語ということで御理解いただければというふうに思います。

○柏木 剛委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 ちょっと読んでいった勘定でいけば、何か不思議な感じがする。主語をはっきりさせるといのはわかるんですけども、第何条の見出しでもう議会はという格好でいったり、会派はという格好でいっとるんやから、この次の中身の中の条文になるんやから、もうちょっとスマートな感じのほうがきれいなような気がするわけなんですけどね。ええかな。

○柏木 剛委員長 よろしいですか。

谷口委員。

○谷口博文委員 これね、私は議会条例というのは、条例制定したら当然遵守せんなん義務があるねんけど、ここでこの議会の報告会を開催するという文言があるねんけど、この条例に対する条例の規則か何かでこの報告会を開催するねんけど、これの頻度的なものであるとか、その辺は規則か何かの制定の計画はあるんですか。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 これまで、試行ということをしてしております。その中に、実施要領を1回目の時からつくっておりますので、現在は実施要領に基づいて行っておりますが、この条例ができた分について、その実施要領を基本としてそういう要領は見直してつくっていきたいと思っております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員　　言いよんのはね、この議会は市民に議会活動を報告するとともに、全般にわたって云々で、意見を交換する議会報告会を開催するものとするということは、これはもう当然条例で制定されたら報告会せないかんと、それは我々はそれを遵守せないかんとというのはわかるねんけど、それに対するこのただ単にこれだけで終わるもんか、規則か何かで制定して、もう年に何回以上でやるとかいうこと決めるのか、何も決めらんと今までのような慣例で、そういう実施要領的なものの慣例でやるんかということの質問なんですわ。

○柏木　剛委員長　　久米副委員長。

○久米啓右副委員長　　要領に基づいて規則をつくっておかないと、逆にたびごとにいろいろ説明せなあかんの、そういうふうになろうかと思えます。これは、まだちょっとそういうことまで議論はしておりませんので、これは私の意見です。

○柏木　剛委員長　　谷口委員の件は、よろしいですか。要するにやるということだけ言って、あと何回やるとかいうことまではこの中には定義してないということです。別途それはやっていくという。

出田委員。

○出田裕重委員　　この7条に限ったことではないんですけども、先ほどの6条かな、議員協議会、会派代表者会、ここには議会運営委員会も含まれると思えますけど、今インターネットで公開はしてませんが、その辺も含めて原則公開というようなとらえ方もできるんですけど、その辺はどんな議論されたんですか。

○柏木　剛委員長　　もう一回、すみません。

○出田裕重委員　　議会運営委員会、議員協議会、会派代表者会もインターネット中継をするというふうにとれますけども、これであれば。そこまでは書いてないけども、努力義務として公開しますというふうに市民が読めばとらえられると思うんですが、そういう議論、どういう状況でこういうふうになってるのか。

○柏木　剛委員長　　委員の方で、こういう話どこまで、ここまではということやってきたかどうか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 議員協議会あるいは会派代表者会については、傍聴できることと
していますという説明書をしております。ですから、インターネット公開までは議論はさ
れておりません。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 でもこれを読めば、何でインターネットで公開せえへんのかというふう
にならないですかね。なると思いますけどね。その辺の善後策というか。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 もし、そういう誤解を招くような表現があるようでしたら、その
辺は誤解のないような表現にまた委員会のほうで。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） この、第6条の第1項については傍聴のことなんです。それで、
インターネット中継とかってというのは、これは公開といいましても広報、広聴のほうに入
ってくるかなと思います。第7条の第2項の情報技術の発達を踏まえた多様な媒体を活用
することによりという。ですから、これはあくまでも自治法に規定されるなり、委員会条
例に規定された傍聴のことでこの部分は規定をしていると、そういう解釈です。そういう
ことです。この部分はですね。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 一応、基本的に公開というのは、市民の傍聴ということを前提に
しておりまして、先ほど事務局が説明してくれたとおり、インターネットでのライブ配信
というのは、補足的なツールでより突っ込んだサービスをしてるということになってると
思います。市民からの、将来要求があればまたこれは検討すると思いますけど、現段階に
ついては基本的には傍聴を公開というふうにも考えてもらったらいいと思います。

○柏木 剛委員長 ということですが。
長船委員。

○長船吉博委員 この議会報告会なんですけども、この前の庁舎建設とか、いろいろの住民にとって大事な問題、賛否の非常に大事な問題、そういうようなところで議会報告会を議会全体ですれば、やはり賛成の人反対の人いろいろ入りまじる。その中で、議会報告会してて混乱を逆に招く状況になるのではないかなど。そういうときに、議会報告会をせなんだらええんだらうかもわかりませんが、本来僕らは議会報告は会派で議会報告をやるべきではないかと。会派ってというのはやはり政策集団、同じ政策をやるという意志が大体同じ人たちがこの議会報告をするのであれば、やはり市民との接点が議員間ではほぼ同じ意志疎通がないわけです。ですから、この議会報告、これ条例に挙げるともう必ず全体でせないかんというふうなことになる得る。ですから、やはりもうワンクッションおいて、各会派での報告会も可能、何かそこらを入れればという思いもするんですけども、そこらの協議はなされてないんですか。

○柏木 剛委員長 じゃあ、どなたか委員の方、この件につきまして。
原口委員。

○原口育大委員 私も、どんどん会派ごとでやったらええと思うんですけど、議会として最低限これだけのことはするんだという意思表示でここで書いておるんだというふうに思います。議会としてしなければならないとか、年一回しなければならないとかまでは書いてないんですけど、するものとするという基本姿勢として議会が最低限やっぱりやるべきだというふうに思いますし、その上で会派がどしどしやるのは全然いいことだというふうに思います。

○柏木 剛委員長 長船委員。

○長船吉博委員 言いよる意味はわからんでもない。わからんではない。通常、本当に難しい問題がなければそれが十分報告できると思うんですけど、僕ら言うところ、本当に市民の関心度の高い、非常に賛否が分かるとるようなところでやると本当に混乱を招くという、そこらは理解はしてもらえと思うんやな。ですから、やはりこれ全体的にするというのもあれば、前回、前々回やったかな、ある地域へ行けば一人の人を集中に攻撃するようなことも起こったわけじゃないですか。そういう事柄、やっぱりこれ議会報告会じゃないわけですよ。そやから、そんなもやっぱりよく考慮に入れた中での報告会が必要じゃないかなと思うんで、一番いいのは僕らは本当に各会派は会派でやるべきだという思いがしておるんですけど。そこら、もう一度この文言だけじゃなしに、その部分もつけ加えていただければそっちの方でやれることもあり得るんで、再検討していただきたいなという思いがします。

以上です。

○柏木 剛委員長 ちょっと、じゃあ私、ちょっと今の件補足します。

これ、2月のときのこの委員会のメインの課題は、実はこの2回目やった議会報告会についてのこれからどうするかという話を喧喧やりました。もちろん不要論もありましたし、ただ委員会として最終的に議長のほうに報告した文面としましては、報告会の継続を要望する声もアンケートでは多くある一方、委員会の議論の中にも開催の意義に疑問の声もあると。ただ、議会改革特別委員会としては、開かれた議会を目指す上で市民の場に出向き意見を聞く、そして意見を交換する議会報告会は欠くことのできない極めて重要な意義を持つと考え、回数を重ね改善を加えながら継続実施していくことが望ましいということで、今これが委員会としての結論であり提言であったわけです。一応そういうことで、ただ何回するとまではいきませんが、議会報告会を行うものとするという格好で委員会としてはこの条例の中に盛り込んだという、そんな経緯はあります。

谷口委員。

○谷口博文委員 この条文を見たら必ず開催せんらんけど、先ほど言うのとったように、必要に応じ報告会を開催するものとするというような、解釈できるような文言をつけ加えて私はいただけたらありがたいかなというような思いがあるのですわね。この条文を読ましていただいとったら、必ず議会報告会は開催せないかんというふうに、これは条例として我々はこれを遵守せないかん。ただ、そういうような大きな問題であったりとかあったときには、必要に応じて開催するというようなことちよろりと前へ条文化にすることによって、ある程度裁量というか柔軟な選択肢ができるのではないか。法律というのは、あんまり何もかもぐっとくりつけたらもう我々手足がなじがらめにされるから、私はちょっと法解釈できるように、例えば必要に応じてとかいうような文言入れていただけたらありがたいかなと思うねんけど、そのあたりの検討はされましたか。

○柏木 剛委員長 どなたか。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 先ほど、委員長が議長にまとめて報告があった内容を言ってもらったんですけども、この文言を見る限り、必ずとか、しなければならぬとかいう表現よりは緩めてます。ですから、解釈によっては、必要に応じてというのにもとらえることができるということで。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それは、条例でこの文言は必ずせなんだら我々は遵守してないというようにとられて、そやからその前文のところに必要に応じてでも入れといてくれたら、その辺は柔軟に解釈できると、私はそういう趣旨で発言させてもうたんです。

○柏木 剛委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 今、谷口議員言いよるのももっともやと思うんよ。そやから、必要に応じて開催することができるとしといたらええん違うかと思うんと、それとこれ必ずしも全員で今までやったわな。これもちょっとおかしいなと思うわけよ。議会報告会で全員出席せないかんというようなことしてやっとする。ほんなら、県会でも国会でも党派超えて国政報告会とかでやっとするところありますか。大体おかしいねん、それは。共産党もおりや、公明党もおり、社会党の人もおる、いろいろおるのに何で一緒に行政の報告会、議会の報告会できるんか、わしそれが不思議でかなわんねん。国会議員でも県会議員でも、そんなんしよるとこあれへんだ。考えの違う者同士が寄って報告会しますやいうの。そやから、会派で、さっき長船議員が言いよった、会派で報告会はそらできるわな。ある程度考えの同じような者が寄っとなるねんから。けど、全員が寄ってするというのはちょっと。することができるぐらいにしといたらええんと違うかなと思うで、軽うによ。そしたら、谷口委員もこないこだわらんでええし。これ見たら、せないかんような感じを受けるわの。開催することができるぐらいでええんと違うかな。年に一回ぐらい、わしも全員で行っても構わんけども、なるべくせんほうがええ。会派ごとにやるんが一番ええと思うで。考えが同じような人が。それは、国会でも県会見て、そんなん各超党派で国会説明会でしよることない。県政報告会でもそんなんしよらへんだらう。やっぱり、党ごとにやっていきよる。そやから、全員でというのはちょっとおかしいと思うんで、嫌でも出席せないかんし。ちょっとまたそこ考えてもうて。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 長船議員と話がつながってると思います、今のは。会派ごとにいろいろ意見を同一にする人たちが寄って、議会の議決はこうだったが、我々の意見はこうだというような主張もされる場があってもええということは、これまでもそういう意見は私も言ってきました。今回の、条例を制定してここに条文に載せるということは、議会全体の条例の中での議会報告会という位置づけになります。ですから、会派ごとに議会報告会をしておるという立場と、この条例に基づいて議会報告会をするというのは、おのずと我々の立場も違ってきます。先ほど言いましたように、やっぱり議決後の議会の意志とし

ての報告会となりますので、その辺は一線は引いておくべきかと思います。ただ、国、県レベルと同一に考えると、いろんなジレンマが発生するということですが、やはり市議会と県政、あるいは国政との市民とのつながりはかなり違うものがあると思います。ですから、それは余り比較して考えなくてもいいんじゃないかということです。

○柏木 剛委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 だから、今言いよるとおり、報告会別に反対違うねんで。構わんねん。構わんねんけど、谷口委員言いよるように、絶対せないかんようにとれるような条文やから、必要に応じて議会報告会を開催することができるぐらいにしといてくれたらええということだ。そういうことや。柔軟に、必要に応じて開催することができるぐらいで。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、ずっと意見お聞きしてて、私も基本的には長船議員や砂田議員おっしゃってるような、あるいは谷口議員おっしゃってるようなことを当初からずっと私は思っていました。というのは、議会報告会というのは、皆さん方御承知のように、議会で議決した結果を報告するんであって、我々議員が市民と向き合ったときに一番率直に意見が言えるというのは自分の意見言うことなんですよ。だから、個人報告会をやったらええやないか、あるいは会派でやったらええやないかというの、この委員会でもそういう議論もなされました。私もそれが一番自然やと思う。ところが、議会基本条例をつくろうという全国的な動きというのは、かなりいろんな理想的なレベルから現実ちょっと動かすようなレベル、いろんなレベルがあると思うんですよ。その中で、その議会報告会というのは、私は個人的に思ったのは、一番理想の高い分野の一つやなど。現に、今、全国の動きを見ても、議会報告会が議会基本条例が発足してから何年もたって、非常に充実して膨らんでいきよるといのは余り聞けへん。現状維持かむしろしぼんどることのほうが多いように私はとってます。だから、これは議会報告会というのはあんまり市民も、2回我々やったんやけども、全く努力をしなかったら参加者も少ない、あんまり期待もしとらへん、何でか、どうせ優等生的な報告しかなされへんのだろうというようなことで、市民もあんまり関心がないんかもわからん。とすれば、我々は今出とるように、委員会としても何人かの委員さん、委員外議員が意見出していただいて、もう一遍その辺は柔軟に委員会としても、ちょっと考えたらどうかなというふうに、私個人的に思います。

○柏木 剛委員長 すいません。この件は、どちらにしてもこの件だけやってましても大分時間がたちますし、きょうの場はもう委員外議員さんの意見をお聞きするということ

ですので、ちょっとこの件については、今この場でねばならない表現するのか、それとももう少しやわらかく必要に応じてとやるのか、このあたりについてはもう一度委員会の中で最終的にちょっと検討させてもらうということによろしいですか。御意見聞く場ですので、意見言ってもらうのはもちろんです。そういうことで、この件はもう一度ちょっと委員会で検討するというにさせていただきます。

じゃ、ちょっと次に進んでよろしいでしょうか。第8条へお願いします。

○事務局（垣 光弘） 次へいきます。

第4章、議会と行政の関係。議会及び議員と市長等の関係。

第8条、議会審議における議員と市長等及びその職員との関係は、次に掲げるところにより緊張ある関係を保持することに努めなければならない。

第1号、本会議における質疑及び質問は一問一答の方式で行い、広く市政上の論点の及び争点を明確にするように努めるものとする。

第2項、本会議及び委員会において、市長等は議員の質疑及び質問に対して、議長または委員長の許可を得て反問することができる。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 続きまして解説を読みます。

議会審議における議員と市長等は、ともに市民を代表する機関として、相互の抑制と均衡による緊張ある関係を保持することを定めています。これは、両者の対立構図を意味するものでなく、市民福祉の向上を図るために、両者が馴れ合うことなく積極的な政策論議を行うことを意味するものです。

議員の質疑、質問は、その議論の論点、争点の明確化を図り、スピード感のある審議に資するとともに、傍聴及び視聴する市民の理解が深まるよう、「一問一答の方式」により行うものとします。

また市長等は、議長の要請に応じて本会議の審議及び委員会の審査、調査において提出議案等の説明を行うため、出席することが地方自治法及び委員会条例に規定されています。

第2号の規定は、説明を行うため出席している市長等が、議員の質疑、質問に対し論点、争点の明確化を図り、議論を深めることを目的としてその背景、根拠等を質すため、議長又は委員長の許可を得て反問できることを定めています。

なお、予算措置や代替案の提示を求めるなど、議決機関として答弁が不可能な反問は、議長又は委員長の秩序保持権により認めることができないものとします。

この第8条につきまして、条文のほうでちょっと赤で書いて二本線で消している部分が

あります。当初は、健全な緊張関係を保持するというふうな条文になってましたが、前文には健全な緊張関係というような文言もありますが、条文にはやっぱり健全なっていうような、ちょっといろいろな解釈とれるような文言は避けて、ただ単にシンプルに緊張ある関係を保持するというふうな文言にちょっと修正をさせていただいております。

それと、解説のほうですけども、前回、議員協議会で反問権について大分議論がありましたので、解説のほうで少し中ほどの、また市長等は議長の要請に応じてっていう部分3行ほどですけども、少し説明を追加をさせていただいております。

以上です。

○柏木 剛委員長 この部分が、前回、全協で反問権についていろいろ話があって、そもそも反問権はあるんかないんかとかいう話がありましたけども、一応こういう解説を加えて、あくまで反問権はないんですけども、論点、争点の明確化を図り議論を深めるという目的で許可をもって反問することができると、こんなふうな格好の解説を加えております。

これについて何か、御意見とか。

砂田委員。

○砂田杲洋委員 以前もちょっと申し上げたんですけども、市長に反問権がないというふうな、どっか法律ありますか。

○柏木 剛委員長 書いてあるとおりですけども。

事務局。

○事務局（阿閉裕美） 反問権がというような文言は、自治法にも出てきません。ですから、あるとかないとかいうような話ではありません。ただ、本会議なり委員会に出席している執行機関、市長等執行部のほうはなぜ出席をしてるかといいましたら、本会議でしたら地方自治法の121条の規定によって、提出された議案または議員さん方の一般質問についての答弁をするために出席しているのでありまして、議員さんと反問したら討論になりますね。そういうふうな形のために出席しているというのではないと、議論するために出席しているのではないというような解釈をしていいのかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 そういうことやと思うんです。それで、反問権ということ法律のどこにも出てこん。それで、反問権というのは、今言うたように議案の提案理由の説明をして、

その上で議会から反論が出た場合にそれを「いや、こうですよ」と言うて市長が答弁する、それが反問になるわけや。別に反問権の制限とかないのにこれ書かんなんかな、わしこれ不思議でかなわんのよ。反問権、市長にあるねんで、執行部に。それは、議員さんに違いますよ、こうですよというのはそれは反問違うの。執行部から議案出して説明した、「いや、それはおかしいやないか」言われたら、「おかしいですか、それでは引っ込めます」言うて、「いや、これはこうですから理解してください」って言うのが反問でしょ。反問ができないということあれへんねん、私はこんなこと文章にせんなんかな思います。不思議でかなわんのよ。議長の許可もうて反問ができますよやいうて、いうのがおかしいと思うんよ。執行部は何ぼでもできるねん、できないことあれへんねん。今の現市長も、旧町のとときに何ぼでもやりよったんや。反問しよったんや。ある議員が、「こうこうしてください、福祉のちょっとこれ以上もっとしてください」言うたら、「どこにそんな金がある、言うてみ」いうてやりよったで、今の市長も。反問どんどんやりよったんや。そんな制約されとることあれへんねん。それを何でこんなとこに明文化せんなんのか、おかしいなと思う。

○柏木 剛委員長 ちょっと、解釈的にいったらそれはできないとなつとるんと思うんですけどね。

○砂田泉洋委員 どっこにもそんな制限あれへんねん。執行部が反問していけないいう法律あれへんねん、どっこにも。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 条文化で明確にしたというふうに解釈してもらえればええんじややないかと。

○砂田泉洋委員 別に構わんけど、構わんけど本当はおかしいねんで。議長の許可もうて反問できますやいうのおかしい。

○柏木 剛委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これ、実際ある委員会でわし副市長から受けたことあるんよ。多分原口議員知つとるわの。これを反問権やと、わしはその場は流したけど、これ委員長が「これ反問権で認められませんよ」って言わないかんわけや。それは、議長も委員長も物すごい重責なんよ、これ。判断するのに。そこら、本当にやってもらえるのかどうか。特に、

代替案が一番多いんよ。今砂田議員言ってた「そんなお金どこにあるんよ」、「これ以外にはほかにあんたええもんあるのか」って逆に言うやろ。そういうことが多々一番可能性としては多いんな。そこで、やっぱり委員長と議長がどれだけ器量があるかないか、それにかかわるねん、これ。そやけど、これしっかりと委員長と議長がしなかったら、本当にずるずるになって、何や収集つかへんようになって、後々揉め事のもとになるとわしは思う。

○柏木 剛委員長 それでは、40分まで休憩します。

(休憩 午後 2時28分)

(再開 午後 2時40分)

○柏木 剛委員長 再開します。

今の第8条の件ですけども、きょうはいろいろ御意見お聞きするというところで、その中にはやはり文言がちょっときつい、反問という言葉はきついかもしれないということもあります。解説のほうには、議長、委員長の秩序保持権というような言葉で表現してる部分もあります。このあたりは、改めましてもう一度その皆さんの御意見を踏まえて、この部分についてももう一度検討して、委員会で検討したいと思います。

ということで、次に進んでよろしいでしょうか。

第9条、お願いします。

○事務局(垣 光弘) 次へいきます。

政策等の形成過程の説明。

第9条、議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等について、その施策等の水準を高めるため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするように求めるものとする。

第1号、政策等を必要とする背景。

第2号、提案に至るまでの経緯。

第3号、他の自治体の類似する政策との比較検討。

第4号、市民参加の実施の有無とその内容。

第5号、市総合計画との整合性。

第6号、財源措置。

第7号、将来にわたる効果及び費用。

第2項、議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるも

のとする。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 解説のほう朗読します。

市長が政策等を議会に提案するときは、提案された政策等の水準を高めるための議論を行うため、7項目の説明を求めることを定めています。市民生活に大きく影響を与えるような政策等に対する議会の意思決定に当たり、より慎重な政策議論を行うために規定するものです。

議会は、提出された情報を有効に活用し、論点を明確にした質疑及び政策提言等に努めるものとします。

以上です。

○柏木 剛委員長 この第9条については。

よろしいでしょうか。ということです。

次に行きます、第10条お願いします。

○事務局（垣 光弘） 次へいきます。

予算及び決算の審議における政策説明。

第10条、議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて分かりやすい施策別または事業別の説明を市長に求めるものとする。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 解説を読みます。

予算及び決算の審議においても、市長に対し前条の規定に準じ、議会審議が深まるよう分かりやすい説明を求めることを定めています。

以上です。

○柏木 剛委員長 これは、上とペアのような感じですけども。こういうことです。

よろしければ次へ進みます。

第11条お願いします。

○事務局（垣 光弘） 次へいきます。

議決事件の追加。

第11条、議会は、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、市政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想の策定に関することについて議決を行う。

第2項、議会は、前項に掲げるもののほか、市政の各分野における基本的な計画の制定、提携及び協定の締結に当たって必要があると認めるときは、議決事件の拡大について市長等と協議するものとする。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 解説を朗読します。

議会は、地方公共団体の意思決定機関として、提案された議案を議決する使命が課せられています。近年、市政の課題が多様化、専門化してきていることに伴い、地方自治法第96条第1項に列挙されている議決事件以外にも各種行政計画など、市民生活に直結する重要な計画の策定等が増えてきています。このような状況から、基本構想の策定を議会の議決事件とするほか、議会が必要と認めるときは、議決事件の拡大について市長等と協議することを定めています。

なお、協議の結果特定の事件を議決事件として追加することになった場合、この条例を改正して議決事件の追加を図るものとします。

以上です。

○柏木 剛委員長 これは、ちょっと解説があるかなという気がするんですけど。もうちょっと補足してほしいのは、地方自治法第96条第1項に列挙されている議決事件はどのようなものが、詳細でなくてもいいです。大体どういうものがあって、それを拡大する、特に計画的なものについては議決事件とするということをいっとるわけですけど、もう少し96条の第1項について、どんなことが本来の議決事件として定義されているか。追加でお願いできますか。

○事務局（阿閉裕美） 自治法の96条第1項ですけども、全部で15号まであります。条例の制定改廃、予算、決算、法律またはこれに基づく地方税の賦課徴収または分担金使用料、加入金もしくは手数料の徴収に関すること。その次が、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。次に、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、若

しくは貸し付けること。不動産を信託すること。財産の取得また処分を行うこと。負担付の寄附または贈与を受けること。権利を放棄すること。重要な公の施設につき、条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。次が、地方公共団体を被告とする訴訟にかかる和解、あっせん、調停及び仲裁に関する事。損害賠償の額を定めること。公共的団体等の活動の総合調整に関する事。最後の15号として、その他法律またはこれに基づく政令により、議会の権限に属する事項。というふうなことが定められています。これが96条の第1項です。

○柏木 剛委員長 ということで、それ以外の議決事件を拡大しようということを書いたものです。具体的にいきますと、基本構想の策定を議会の議決事件とする。そのほか、議会が必要と認める時は議決事件の拡大について市長等と協議すると。ここの心は、どちらかといいますと、いろいろ出てきますマスタープランとか基本計画とか出てきますけど、これはやっぱり大事だという場合は、それを議決事件として議会が承認すると、議決すると、そういうことをうたってるものです。ただし、そうする場合はこの議決事件の追加ということの条例を改正する必要があるということを書いてます。そういうことで、かなり踏み込んだ部分かと思えます。この分につきましては。

何か御意見ございましたら。

よろしいでしょうか。

それじゃ、第12条お願いします。

○事務局（垣 光弘） 次へいきます。

執行機関委員への委員の就任。

第12条、議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、法律で定められた執行機関の附属機関の委員以外には就任しないものとする。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 解説を朗読します。

市政の最終意思決定機関である議会議員が、執行機関の審議会等に参画することは、機関対立型をとる民主的な地方制度の趣旨から適切でないとされています。

合わせて、正副議長及び常任委員会等の正副委員長は、可否同数のとき裁決権を行使することになるため、執行機関の審議会等に参画することは適切でないとされています。

以上のような理由から、法律に規定があるものを除き、執行機関の設置する附属機関等に参画しないことを定めています。

以上です。

○柏木 剛委員長 ということです、何か御意見、疑問等ありましたら。
谷口委員。

○谷口博文委員 現状で、こんな委員に就任したことは、慣例というか前例はあるんですか。過去。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 合併してからですけども、申し合わせによりもう執行機関等への委員の就任については、法律で規定のあるもの以外は就任しないこととしておりますので、就任はしておりません。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 上位法によって、そういう規制がもうあるということですか。
もう一回、ちょっとわからなかった。

○柏木 剛委員長 もう一回、谷口委員の質問に対して。
事務局。

○事務局（高川欣士） ここでいってるのはですね、法律とか政令でその審議会に議会の議員を就任しなければならないと法律で定められている以外の委員にはならない。それはなぜかといいましたら、先ほどこの条文の解説に書いてありますように、それらがまた議会なり審議、予算、またいろんなところで計画とかですね、そういうところで審議されるときに影響が出るということで、あらかじめその審議会ですね、法律で定めて、例えば都市計画審議会ですかね、うちから委員が行ってますけど、これはあくまでも法律に基づく政令で議員がそこに参加しなければならないというふうにうたわれてますんで、それはもう法律で定められてるんで参加しますけども、そういう法律で定められていない執行部の審議会には一切参加しないというのを明文化したという。今もう申し合わせになってるんですけども、基本条例で明確にうたうということがこの条文の趣旨でございます。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員　　今まではこういうことは守られとんねんけど、あえて今回この条例を制定してそういう規制をかけたということやね。

○柏木 剛委員長　　よろしかったら、じゃあ第13条お願いします。委員会の活動、お願いします。

○事務局（垣 光弘）　　第5章、委員会の活動。委員会活動の強化。

第13条、委員会は、市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、専門性及び特性を生かした運営により、機動力の向上を図るものとする。

第2項、委員会は、審査または調査に当たっては、委員相互の討議をつくし合意形成に努めるとともに、市民に対し積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うものとする。

以上でございます。

○柏木 剛委員長　　事務局。

○事務局（阿閉裕美）　　続きまして解説を朗読します。

委員会は、議会の内部機関として、議案の審査、所管する事務の調査をより効率的、効果的に行うため設置されています。南あわじ市議会では、委員会が審査、調査及び議会運営の中心となっています。また、平成18年の地方自治法改正により、委員会による議案提出権が認められたことにより、委員会の果たす役割は今後ますます重要なものとなることから、委員会活動の充実強化は不可欠となっています。

以上のことから、委員会は市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、付託案件の実質的な審査はもとより、所管事務調査を活用することにより、機動力の向上を図ることを定めていますが、委員会の機動力を高めることは、結果的には議会全体の機動力の向上にも繋がります。

併せて、委員会での審査、調査においては、合議制の機関として委員相互の討議をつくし合意形成に努めることを定めています。また、市民に対しては委員会のインターネット配信、議会ホームページでの委員会録の公開、議会広報誌に委員会の審査及び調査報告を掲載するなど積極的に情報を公開するとともに、わかりやすい議論を行うものとしています。

以上です。

○柏木 剛委員長　　13条、何か御意見。

よろしいでしょうか。

じゃあ、第14条お願いします。

○事務局（垣 光弘） 次へいきます。

第6章、政務調査費。政務調査費の執行及び公開。

第14条、会派は、南あわじ市議会政務調査費の交付に関する条例に基づき、交付される政務調査費を有効かつ適正に使用しなければならない。

第2項、議長は、会派から提出された政務調査費に関する収支報告書及び調査研究の成果報告を公開し、その使途の透明性を確保するものとする。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 続きまして解説を朗読します。

政務調査費については、地方公共団体の自己決定、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割も格段に重要となってきたという認識の下、議員の調査活動基盤の充実を図るため、地方自治法の改正により平成13年に制度化されました。政務調査費の交付を受けた会派は、調査活動に有効かつ適正に使用しなければなりません。南あわじ市議会政務調査費の交付に関する条例は、公正性、透明性を確保するため、全ての領収書の添付を義務付けるとともに、収支報告書等の閲覧を可能としています。

第2項は、政務調査費の収支報告書及び成果報告書を議会広報紙及び議会ホームページで公開することにより、更なる透明性の確保に努めることを定めています。

以上です。

○柏木 剛委員長 何か、これにつきまして。

次行ってよろしいでしょうか。

じゃあ、第15条お願いします。

○事務局（垣 光弘） 第7章、議会の機能強化、議員研修等の充実強化。

第15条、議会は、議員の政策提言及び政策立案能力、並びに資質の向上を図るため、議員の研修及び調査研究の充実強化に努めるものとする。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 解説を朗読します。

第3条第2項に規定する議員個人の自己研さんだけでなく、議会として組織的に議員研修会等を実施することについて定めています。議員研修会等を実施することにより、幅広い意見や知識の集積に努め、議員全体が共通認識を持ち各議員の情報交換を進めることにより、議会全体として政策立案能力等の質を高めるとともに、議会審議の充実強化を図ることを目的としています。

以上です。

○柏木 剛委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。この辺は、どうでしょうか。

次いっていいですか。

じゃあ、第16条お願いします。

○事務局（垣 光弘） 調査機関の設置。

第16条、議会は、議案の審査または市の事務に関する調査のため必要があるときは、議決により学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置するものとする。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 解説を朗読します。

議会は、地方自治法第100条の2の規定により、学識経験を有する者等に調査を依頼することができることとされています。この制度では、個人だけでなく団体に知見を求めたり、複数の専門家の合議により調査や報告を求めることも可能と解されています。このため、議会が議案の審査や市政の課題等に対する専門的な調査が必要な場合、この条例により学識経験を有する者等の専門家で構成する調査機関を設置して、議会の議決に基づき審査または調査を依頼し報告を求めることを定めています。

なお、調査機関の調査報告は尊重すべきものですが、あくまでも審査、調査の判断材料の一つであり、議会がその内容に拘束されるものではありません。また、調査機関に調査を依頼した結果、議会での議論が低調になることなく、調査機関の報告を参考に本会議や委員会で十分な議論を行い、最終的な判断を行うものとしします。

条文16条のほうで、諮問という言葉をちょっと削除しております。当初入っておりますものを削除しております。これは、自治法のほうで、諮問という言葉が100条の2には入っていないために削除をいたしました。自治法のほうは、議案の審査または当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため必要なというふうな文言になってますので、ちょっと今回削除をさせていただいております。

以上です。

○柏木 剛委員長 ということです。この調査機関の設置について。
谷口委員。

○谷口博文委員 この学識経験者を、そういうふうな調査に必要としたときの、その費用弁償というか、その辺はどっかで決められとんですか。

○柏木 剛委員長 事務局、お願いします。

○事務局（阿閉裕美） こういう方に調査を依頼する場合は、議会の議決が必要になります。委員会での発委というような形になってくるのかなとは思いますが、その場合、予算措置などもその要綱の中に記載をして議決を受けるという形になってきます。報酬も当然お支払いするようになりますので、この条例が可決されればそれなりの予算措置はしておく必要があるのかなというのは考えられます。

以上です。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この費用弁償の条例というのは、どっかで定められとんのけ。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（高川欣士） これについては、まだ議決になっておりませんので、必要であるならば非常勤の特別職の報酬の条例がありますので、そこへ追加するのがいいのかなと。この辺は、総務のほうと打ち合わせをさせていただきたいと思います、今後。

○柏木 剛委員長 よろしいですか。
よろしければ次のほうへいきます。
第17条お願いします。

○事務局（垣 光弘） 議会事務局の体制整備。
第17条、議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案を補助し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化に努めるものとする。
以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 続きまして解説を朗読します。

地方分権の進展により、地方議会は市政の課題を解決するため、その機能を一層充実強化することが求められており、議会を補佐する事務局の役割も増大してきています。このような状況の中、議長は事務局職員に対して議会がその機能を発揮し、効率的、効果的かつ円滑な議会運営を行うために、法律、条例等の調査研究及び研修の機会を十分に設けるようにするとともに、一定期間在職するよう配慮するなど、議会事務局の体制整備と機能強化に努めるものとしています。

以上です。

○柏木 剛委員長 議会事務局の体制整備です。

こういうことでよろしいですか。

じゃあ、18条お願いします。

○事務局（垣 光弘） 次へいきます。

議会図書室の充実。

第18条、議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書、資料等の充実と機能強化に努め、その有効活用を図るものとする。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 解説を朗読します。

地方自治法第100条第18項には、議員の調査研究に資するため、政府、都道府県からの送付された公報及び刊行物を保管するため、議会に図書室を設置することが規定されています。よって、議員の調査研究に資するため、議会図書室に必要な書籍等の整備と、情報通信技術を活用した機能強化を図るとともに、議員は有効に活用することを定めています。

以上です。

○柏木 剛委員長 いかがですか、よろしいでしょうか。

じゃあ、次に19条お願いします。

○事務局（垣 光弘） 次へいきます。

予算の確保。

第19条、議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため必要な予算の確保に努めるものとする。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 解説を朗読します。

二元代表制においては、市長と議会は相互に独立した代表機関であるにもかかわらず、議会予算の編成と執行は市長の権限となっているため、議事機関である議会の活動を担保することを目的に、議会として必要な予算の確保に努めることを定めています。

以上です。

○柏木 剛委員長 よろしいでしょうか。次に進んでよろしいでしょうか。

じゃあ、次の12ページのほうで、第20条お願いします。

○事務局（垣 光弘） 次へいきます。

第8章、議員の政治倫理、身分及び待遇、議員の政治倫理。

第20条、議員の政治倫理に関しては、南あわじ市議会政治倫理条例に定める。

第2項、議員は、市民全体の代表者として負託を受けた責務を正しく認識し、高い倫理性をもってその使命の達成に努めなければならない。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 解説を朗読します。

南あわじ市議会が目指す、「市民に信頼され存在感のある議会」を実現するためには、議員に対する市民のゆるぎない信頼があって初めて実現できるものです。議員は、南あわじ市議会議員政治倫理条例を遵守して、市民全体の代表者として、また市民全体の奉仕者としてその使命の達成に努めることを定めています。

以上です。

○柏木 剛委員長 これは、こんな格好で政治倫理条例はあくまで別に定めるということにしております。ということで、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

じゃあ、21条、議員定数お願いします。

○事務局（垣 光弘） 次へいきます。

議員定数。

第21条、議員定数は、南あわじ市議会議員定数条例に定める。

第2項、前項の条例改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。

第3項、第1項の条例の改正に当たっては、地方自治法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、明確な改正理由を付して議員又は委員会が提案するものとする。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 解説を朗読します。

議会の審議能力と市民意志の適正な反映を確保することは、市民を代表する合議制機関としての責務を果たすための基本となるものであることから、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の観点や他市との比較だけでなく、本市が抱える課題や人口などの将来展望を考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度の活用により、市民の意向を把握するなど総合的に検討していくことを定めています。

また条例の改正は、市民への説明責任を果たすため、総合的な検討に基づいた明確な理由を付して、議員または委員会が提案するものとします。

以上です。

○柏木 剛委員長 御意見ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 この、議員定数の条例の改正にあたっての市民の直接請求と、いわゆる議会の議員または委員会から提案したときにそういう議員条例の定数の改正というのは、これ条例の制定というのは結局だれが、それなら決定権というか、そこらだれが持つてらんですか。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 議員あるいは委員会みずからが提案して決定するのは、議会の議決で決定することになります。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほなこれ、直接請求というのはこれ市民のどれだけの人数とか、そういうやつはあるわけですか。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 はい。それは自治法に定められた、まあ言わば住民投票みたいなもんですね。それによって請求された場合はそれに基づいてやりますが、それ以外は我々提案して我々で決定するということです。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 議会の中から、定数減せやふやせやいうて言うたらええわけですか。

○柏木 剛委員長 そしたら、次第 2 2 条、議員報酬お願いします。

○事務局（垣 光弘） 次へいきます。

議員報酬。

第 2 2 条、議員報酬は、南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定める。

第 2 項、前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の条例を改正する場合について準用する。
以上でございます。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 解説を朗読します。

平成 20 年の地方自治法の改正により、議員の報酬と行政委員等の非常勤職員等の報酬の違いが明確化され、それぞれ条文を分けて規定するとともに、さらに議員の報酬については固有の名称「議員報酬」が新たに設けられました。議員活動には、本会議や委員会等へ出席する公務活動だけでなく、会派での活動や非公務の議員活動としての地域住民等か

らの意見や要望の聴取など広範な領域に及んでいます。議員報酬の改正にあたっては、こうした議員活動の範囲、調査、審議事項の複雑多様化、市の財政状況、社会経済情勢、他市の状況など多角的な視点のほか、参考人制度及び公聴会制度の活用により、市民の意向を把握するなど総合的に検討していくことを定めています。

また、条例の改正は、市民への説明責任を果たすため、総合的な検討に基づいた明確な理由を付して、議員または委員会が提案するものとします。

以上です。

○柏木 剛委員長 これにつきましても、いかがでしょうか、22条。

よろしければ、23条お願いします。

○事務局（垣 光弘） 次へいきます。

第9章、補則、他の条例との関係。

第23条、この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等の制定または改廃に当たっては、この条例との整合を図るものとする。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 解説を朗読します。

この条例は、南あわじ市議会の活動規範として位置づけがなされており、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃に当たっては、この条例の趣旨に反することのないよう整合を図ることを定めています。

以上です。

○柏木 剛委員長 よろしいでしょうか。

出田委員。

○出田裕重委員 すみません、ちょっと戻りますけども、議員定数のところで21条の3ですけど、直接請求があった場合を除き、明確な理由を付してとかって書いてますけど、こんな全部のことについて言えることであって、何でわざわざこんなところにこんな言葉が出てくるのか理解できません。

○柏木 剛委員長 全部といいますと。

○出田裕重委員 何でも直接請求できるじゃないですか、市民は。何で議員定数のことだけこんなんが書いてあるのか、全く意味がわかりません。明確な理由を付してって、議員または委員会が提案する、こんなことも当たり前のことであって、わざわざこういう文言がここには必要ないんじゃないかなと思いますけども。どうですか。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 私思うのは、やっぱり議員みずからの自分に対する措置というか、決めることなんで、わざわざ出してるんだというふうに思います。要するに、みずからも身を削るとか、報酬を削るとか上げるとかそういう話なんで、やはり第三者の意見が特に必要だという意味で出してるんやというふうに思います。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 それを言ってしまうと、議員報酬もそうですし、そもそもいらんと思うんですけどね。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 そこら考え方いろいろあると思いますけど、議員報酬については定数を準用するとなってますんで、同じように一緒のことを書いてあるわけで、定数と報酬についてはこのやり方でやりますよということを述べるとということであると思います。

○柏木 剛委員長 意見として。
出田委員。

○出田裕重委員 僕、否定も批判もしてないですけど、わざわざ書く必要がないと思ってるんです。sonだだけで、意見です。

○柏木 剛委員長 じゃあ、それは一応また承ったということにして。
最後の制度の検証等について、お願いします。

○事務局（垣 光弘） 次へいきます。
制度の検証等。

第24条、議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運

営委員会において検証するものとする。

第2項、議会は、前項の検証の結果、制度の改善が必要と認められている場合は、この条例及び関係する条例等の改正を含め、適切な措置を講じるものとする。

第3項、議会は、この条例を改正するに当たっては、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

以上です。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局（阿閉裕美） 解説を朗読します。

議会は、この条例の目的が達成しているかどうかを議会運営委員会において検証を行い、その結果必要があると認めるときは適切な措置を講じることを定めています。

なお、この条例を改正する場合は、市民への説明責任を果たすため、改正の理由及び背景を説明することを定めています。

以上です。

○柏木 剛委員長 はい、ありがとうございます。

これについても、よろしいでしょうか。

これで、一応条文と解説について一通り全部とおしました。御意見もいただきました。この第7条の議会報告会、第8条の反問権という言葉、それから最後に出田委員の21条、22条のあえて必要かという話、ちょっとこのあたりは御意見いただいたということで、ちょっと改めて委員会でも話したいと思います。

そういうことで、何か全体を通して御意見とかございますでしょうか。

なければ、今の件はちょっと残るんですけども、最終的にこの条例をもうフィックスした格好にしまして、この次の9月議会で委員会発委ということで上程したいというふうに考えております。そんなことで、多分その後そんなに動きはないかとは思いますが、そんな予定で進めたいと思っておりますので、是非皆さんの御協力、賛成方ということでお願いしたいというふうに思っております。

そういうことで、本日の場を閉めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

出田委員。

○出田裕重委員 勉強不足です。パブリックコメント今どないなってるんですか。

○柏木 剛委員長 パブリックコメントは、冒頭に話しましたが、委員会のほうでやらないという結論になりました。

○出田裕重委員 了解です。

○柏木 剛委員長 よろしいでしょうか。

じゃあ、これで一応この委員会閉会します。

ありがとうございました。

長時間ありがとうございました。

(閉会 午後 3時16分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年7月17日

南あわじ市議会議会改革特別委員会

委員長 柏 木 剛